

定 款

株式会社アソシア

令和2年9月15日改訂

株式会社アソシア 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アソシアと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業の経営
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業の経営
4. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営
5. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
6. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営
7. 飲食店の経営
8. 食料品、飲料、酒類、日用品の販売及び輸出入
9. 旅館業法に基づくホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業
10. 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介事業
11. イベント、教室の運営、交流会等の企画及び運営
12. インターネット等を利用した電子商取引に関する各種サービスの提供
13. 薬事法に基づく、化粧品の製造に関する業務
14. 薬事法に基づく、化粧品の製造販売に関する業務
15. 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援事業に関する業務
16. 若年妊産婦の居場所運営事業に関する業務
17. 前各号に付帯する一切の事業



(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を沖縄県中頭郡北谷町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行なう

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)



第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、株主総会の日前 3 日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 16 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは株主総会において出席株主中から選出する。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 18 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役又は議長、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から 10 年間備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。



(取締役選任及び解任の方法)

第 22 条 当社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 24 条 当社に取締役を複数置く場合には、代表取締役 1 名を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は、社長とし、当社を代表する。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 27 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。



(剰余金の配当の除斥期間)

第 28 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(定款に定めのない事項)

第 29 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

本書は、当法人の現行定款に相違ありません。

令和 3 年 2 月 10 日

沖縄県中頭郡北谷町北前一丁目 10 番地 8

株式会社アソシア

代表取締役 神 谷 牧 人



